

鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則（昭和４７年規則第１６号）による補助に関する事務であって規則で定めるもの（特別支援教育就学奨励費）

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	鶴ヶ島市
4. 届出番号	11
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1（２）： 知事等（教育委員会）が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則（昭和４７年規則第１６号）による補助に関する事務であって規則で定めるもの（特別支援教育就学奨励費）
②番号法別表第１の項	26	
③番号法別表第２の項	37	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供の制限に関する条例 別表第５の項 鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則（昭和４７年規則第１６号）による補助に関する事務であって規則で定めるもの（特別支援教育就学奨励費）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律第１条	鶴ヶ島市特別支援教育就学奨励費支給要綱第１条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が（特別支援学校に就学する児童又は生徒）について行う必要な援助を規定し、もつて（特別支援学校における教育の普及奨励）を図ることを目的とする。	この告示は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和２９年法律第１４４号）の趣旨に基づき、鶴ヶ島市立学校設置条例（昭和４０年条例第２２号）に基づく小学校及び中学校（以下「小・中学校」という）の（特別支援学級等に就学する児童及び生徒の保護者（同法第１６条に規定する保護者をいう。以下同じ。））の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）の支給に必要な事項を定め、（特別支援教育の普及奨励）を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則（昭和47年4月20日規則第16号） 鶴ヶ島市特別支援教育就学奨励費支給要綱（令和5年3月29日告示第65号）
--------------	--	---

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令23条 項2号	鶴ヶ島市特別支援教育就学奨励費支給要綱第6条第1項
事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	特別支援教育就学奨励費の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令23条 項2号a	鶴ヶ島市特別支援教育就学奨励費支給要綱第3条、同要綱5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令23条 項2号b	鶴ヶ島市特別支援教育就学奨励費支給要綱第2条、同要綱第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2023年06月12日
独自利用事務の対象者	保護者又は当該保護者と同一世帯に属する者

番号法第 9 条第 2 項の条 例に規定した日	2023年03月24日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	